

土木一式(配水管工事)の総合点について(令和8年6月以降発注分より)

総合点の算出方法について

総合点 = 客観点数(総合評定値通知書の総合評定値(P))
 + 主観点数A + 主観点数B + 主観点数C + 主観点数D
 (工事成績) (指名停止) (施工体制) (給水装置工事件数)

客観点数・・・経営希望等評価結果通知書に記載の土木一式における総合評定値(P)

(審査基準日が前々年10月1日～前年9月30日のもの)

主観点数・・・主観点数A・・・前年度に採点された土木一式(配水管工事)における工事成績(4月1日から翌年3月31日までに完成し検査が完了したものを対象)から算出した数値

主観点数B・・・前年度における指名停止に係る期間(4月1日から翌年3月31日までに措置が確定した期間)から算出した数値

主観点数C・・・前年度の施工体制点検結果(4月1日から翌年3月31日までに完成し検査の終了したものを対象)から算出した数値

主観点数D・・・前年度の給水装置工事(4月1日から翌年3月31日までに竣工(検査合格したもの)を対象)の件数から算出した数値。津市上下水道事業局申請分が対象である。

算出方法・・・主観点数A・・・各業者の各業種毎の平均点(小数点以下は切捨て)下表に当てはめた点数を加算・減算する。

(表1)

工事成績評点の平均点	点数
96点以上	+60
91点～95点	+50
86点～90点	+40
81点～85点	+30
76点～80点	+20
65点～75点	0
60点～64点	-20
57点～59点	-30
54点～56点	-40
51点～53点	-50
51点未満	-60

主観点数B・・・指名停止を受けた月数(1月未満の期間は1月とする)を10倍した点数を減点する。

主観点数C・・・施工体制点検結果に基づき減点する。

(表2)

施工体制点検内容	点数
入札参加申請時と契約時点及び工事施工途中において技術者に変更が生じた場合	変更回数 × -4
現場確認時において是正措置が生じた場合	行った回数 × -4
身分証明書の携帯の「無」の場合	個数の合計 × -2
現場代理人の常駐の「不在」の場合	個数の合計 × -2

現場確認時 において不履 行があった場 合	施工体制台帳の整備の「無」の場合	個数の合計 × -2
	施工体系図の掲示の「無」の場合	個数の合計 × -2
	請負人の現場施工内容の「不適」の場合	個数の合計 × -2
	施工体系図に記載のない業者の作業の「有」の場合	個数の合計 × -2
	建設業許可を表す標識が設置されていない場合(公衆の見やすい場所【元請負】)	個数の合計 × -1
	労災保険関係の成立を表す標識(現場の見やすい場所)が設置されていない場合	個数の合計 × -1
	建設業退職金共済組合への加入標識(現場の見やすい場所)が設置されていない場合	個数の合計 × -1
	再下請通知書に関する書面(工事関係者の見やすい場所)が設置されていない場合	個数の合計 × -1
完成検査時において 主任(監理)技術者が工事内容を掌握していない場合		-5

主観点数D . . . 給水装置工事の実績件数1件当たりにつき5点加算し、上限を50点(10件)とする。